

県立学校の対応について

本県において、令和3年8月27日から9月12日までを期間として緊急事態宣言の実施区域とされたこと、また、最近の感染者数に占める若年層の割合の増加や、感染性などの高い可能性が指摘される変異株の拡散状況を踏まえ、夏季休業後の学校活動において、最大限の危機感を持って感染防止対策に取り組む必要がある。

これを受け、上記期間中、県立学校においては、次のとおり対応する。

(1) 学校活動全般に関する対応

①これまでの対策の蓄積や状況の変化を踏まえ下記の事項に特に留意し、基本的な感染防止対策の更なる徹底を図る。

- ・効果が高いとされる不織布マスクの使用
- ・日々の健康観察の徹底（本人のほか、同居者に体調不良がある場合も出校を控える）
- ・ワクチンを接種した職員・生徒においても、基本的な対策は継続
- ・不要不急の外出自粛等、学校・家庭外を含めた感染予防意識の高揚 等

②これに加え、以下の取組により、教育活動と感染防止対策を両立し、学校活動を継続する。

○高等学校における取組

安心・安全な学習環境を確保できるよう、近距離で対面形式となるグループワークなど感染リスクが高い学習活動を控えるとともに、学校の状況に応じて、時差登校や分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッド学習に取り組む。

○特別支援学校における取組

事業者とも連携して感染防止対策を実施した上でのスクールバス運行をはじめ、医療的ケア、寄宿舎、給食といった特別支援学校で想定される学校生活の各種場面において可能な限りの工夫を行い、感染リスクの低減に取り組む。

(2) 部活動における対応

部活動は、原則として自粛とする。

大会の主催団体に対し、大会のできる限りの中止・延期を要請しているが、調整が困難なものについては、感染対策を徹底した上での実施を求める。

(3) 検査による早期探知

国のモニタリングPCR検査や抗原定性検査キットを活用した早期探知・早期対応により、安心・安全な学校活動の確保に取り組む。